

提携機関業務委任契約書

印紙
不要

(甲) 公益財団法人 日本数学検定協会

(乙) 提携機関名

甲と乙は、甲の行う実用数学技能検定（以下「数学検定」という。）を実施運営するにあたり、次のとおり委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は甲が実施する検定事業に対し、甲乙互いに協力し広く数学検定を普及させ、算数・数学を楽しく学習する人づくりに貢献することを目的とする。

(提携会場の機関の指定)

第2条 甲は、乙を提携会場の機関に指定し、甲の数学検定の運営を乙に委任する。ただし、本契約は乙に地域の独占契約を与えるものではなく、甲又は甲と契約を交わした第三者による検定事業の普及活動を妨げるものではない。

(提携会場の設置)

第3条 乙は、数学検定実施にあたり、一般の受検者が受検できる会場を、別途甲が定める基準により設置する。乙は検定日当日に、数学検定の実施の公平を期すため、別途甲が定める基準で会場運営を行うものとする。

(検定問題の送付・保管)

第4条 甲は、乙が設置した会場で受検をする受検階級別志願者数に応じた各検定問題を、甲があらかじめ定めた期日までに乙に送付する。乙は数学検定実施時に使用する検定問題が届いた際、これを漏洩しないよう厳重に保管し、甲から指定された日に取り出す。数学検定実施時に使用する検定問題の部数に不足がある場合、乙は速やかに甲に連絡し、甲は甲の責任において、当該不足等に対処する。

(検定問題の開封・開示の禁止)

第5条 乙は、数学検定実施時に使用する検定問題を、甲の指定する日時よりも前に開封・開示してはならない。ただし、検定問題以外の検定時に使用する資材については、甲の指定する方法によって取り扱うものとする。

(検定問題の転用の禁止)

第6条 乙は、数学検定実施時に使用する検定問題を複写し、これを他に転用してはならない。

(機密情報の使用制限)

第7条 乙は、本件業務（第2条により乙に委任された業務をいう。以下同じ。）の遂行にあたって、媒体の形式を問わず、甲から提供・開示された情報及び資料並びに本件業務から得られた結果その他の成果物（以下「機密情報」という。）を、本件業務の遂行以外の目的に一切使用してはならない。ただし、甲が乙に提供・開示した機密情報が以下のいずれかに該当することを乙において証明したもののについては、その証明と同時に機密情報から除外されるものとする。

- ①開示を受けた時に既に公知、公用の情報。
- ②開示後乙の責によらず公知、公用となった情報。

- ③開示を受けた時に既に知得していた情報。
- ④開示を受けた後、正当な権限を有する第三者によって守秘義務を負うことなしに入手した情報。
- ⑤法令又は所轄官庁の通達により公に開示することが義務づけられた情報。
- ⑥乙が、機密情報とは無関係に開発、創作した情報。
- ⑦甲が乙に対して機密情報から除外されることを通知した情報。

(乙の機密保持義務)

第8条 乙は、機密情報を、秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾のない限り、これを第三者に一切開示・漏洩してはならない。乙は、甲が開示する機密情報が機密性を有することに配慮し、提供された機密情報を自らの機密情報を扱うのと同様以上の注意義務をもって保持、管理しなければならない。甲の請求があった場合、本件業務が終了し、機密情報を所持する必要がなくなった場合又は本契約が期間満了若しくは合意解約その他の事由により終了した場合には、乙は直ちに提供された機密情報を化体した資料、図面その他の文書、記録媒体その他の有体物（それらの複製物を含む）を返却し、又は甲の指示に基づき破棄若しくは消去しなければならない。

(甲の機密保持義務)

第9条 甲は、乙に本件業務を委任する上で知り得た乙の情報を秘密に保持し、これを第三者に一切開示・漏洩してはならない。なお、甲に対する機密情報の規定は第7条及び第8条の規定の甲乙を読み替えて準用するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 本件業務を行うにあたり、甲乙ともに個人情報の適正な取り扱いを定めた「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守しなければならない。

(検定日当日の運営)

第11条 乙は、あらかじめ定められた検定日に、甲の指定した開始時刻及び開始に係る諸条件並びに甲が別途定める「実施要項」に基づいて数学検定を実施・運営する。

(管理監督の義務)

第12条 乙は、検定時間中、カンニングや受検者以外の者が受検者本人になりすまして受検するなどの不正を防ぎ、受検者の管理監督を厳格に行う。

(検定資材の返送)

第13条 乙は、検定終了後、解答用紙と問題用紙、受検証を回収し、誤りがないかを確認のうえ、速やかに甲の指定する期間内・場所に返送するものとする。ただし、自然災害その他の避けることができない事由が発生し、甲の指定する期間内に返送が困難な場合は、乙は速やかに甲に連絡し甲の指示を仰ぐものとする。

(検定の再実施)

第14条 数学検定の実施後、検定資材が、自然災害その他の事故等、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により甲に到着しない場合は、甲は乙に再度検定を実施することを要請することができるものとし、この場合の検定料は甲の負担とする。

(検定料の徴収)

第15条 検定料の徴収は、甲が行う。ただし、状況により乙が検定料を徴収する場合は本条第2項及び第3項のとおりとする。

- 2 乙が志願者から検定料を徴収する場合は、甲の指定する期日（前納）までに甲の指定する金融機関の口座に支払う。この場合の振込手数料は乙の負担とする。検定問題の発送後に検定料の不当な未払いが確認された場合、甲は採点を行わない。
- 3 乙が納入した検定料は、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、志願者に返還しない。

（委任手数料）

第 16 条 乙が受け入れた志願者数に応じ、甲は乙に対して検定料の 20%を委任手数料として支払うものとする。ただし、次のいずれかに該当したときは、甲は委任手数料を支払わないものとする。

- （イ）自然災害その他やむを得ぬ理由により、甲が検定の中止を決定したとき
- （ロ）乙の責めに帰すべき事由において検定が正しく実施されず再受検になったとき

（委任手数料の支払い）

第 17 条 甲が乙に支払う手数料は、検定日月の末日締めとし、翌月末払いとする。支払い方法は、乙の指定した金融機関の口座への現金振込とする。この場合、振込手数料は甲の負担とする。

（志願者の追加・変更）

第 18 条 志願者人数の確定後に志願者として予定していた者に加えて新たに志願者の追加が生じた場合又は志願者の変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ対応を決定する。

（変更連絡）

第 19 条 甲及び乙は、法人名、代表者名、住所、電話番号等に変更があった場合は、書面で速やかに相手方に通知する。

（契約期間）

第 20 条 本契約の有効期間は本契約を締結した日から 1 年とする。

- 2 契約期間満了日の 30 日前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 1 年間自動更新するものとし、以後同様とする。

（再委任の制限）

第 21 条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委任することはできない。ただし、甲乙が協議のうえ、甲が書面による再委任の許可をした場合に限り、乙は本件業務の再委任をすることができる。

- 2 前項の規定により乙が再委任をする場合は、乙は再委任先に対して本契約に定める条件と同等以上の義務を課し、管理しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第 22 条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 甲又は乙は相手方が前 2 項のいずれかに反した場合には、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除した者はこれによる損害を賠償する責めを負わない。

(契約の解除)

第23条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自らこれらの申立を自らしたとき。
- (2)第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4)解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5)自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6)相手方への連絡が1箇月以上とることができなくなったとき。
- (7)相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8)相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
- (9)その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(賠償責任)

第24条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。

(協議)

第25条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

(裁判所)

第26条 甲及び乙は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

附則 本契約の規定は、本契約締結の日から適用する。

本契約の成立を証するために本契約書を2通作成し、両当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 〒110-0005 東京都台東区上野五丁目1番1号
公益財団法人 日本数学検定協会
理事長 清水 静海

印

乙 住所 (〒 -)

提携機関名

氏名

印